

コメ 米の新たな流通監視措置について

1 改正食糧法の概要 (用途外使用の禁止など)

遵守事項

チェック

- ✓ 紙袋等の包装への用途の表示
- ✓ 誓約書等の受理

< 罰則 >

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益の防止等

平成22年4月から、改正食糧法に基づき、用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

米穀の出荷・販売をしている生産者も、この規制の対象です。

用途限定米穀：主食用以外に用途が限定されている、加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米（米粉用、飼料用等）など。

用途限定米穀の取り扱い

加工用米・新規需要米等の主食用以外に用途が限定された米穀について、

- ・その定められた用途以外の使用を禁止
- ・他の米穀と、用途ごとに別はいにするなど明確な区分管理を徹底

用途が限定された米穀を販売する場合には、

紙袋等の包装及び伝票等 に用途を表示

〔 加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示 〕

需要者に直接又は需要者団体を通じて販売

定められた用途に確実に使用されるよう措置

〔 他用途への転用を行わない旨の誓約書を提出させ、転用禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記 〕

伝票等への記載は、米トレーサビリティ法（裏面参照）の規定に基づく義務。その他は改正食糧法の遵守事項に基づく義務。

食用不適米穀の取り扱い

有害物質を含むなど、食用に適さない米穀について、

- ・他の米穀に悪影響を与えないよう、別棟にするなど厳格な区分管理を徹底
- ・やむを得ず非食用として販売する場合は、着色するなど食用転用防止を徹底

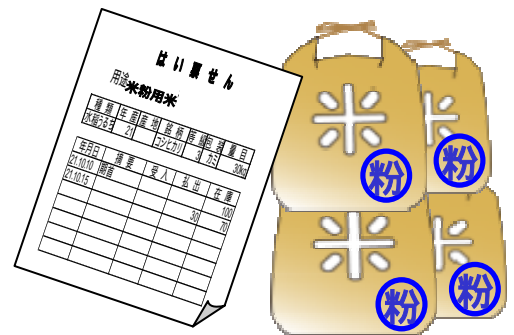
法令遵守

米トレーサビリティ法に基づき、取引記録等の作成・保存を適切に行い、国又は都道府県等から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示 等

行政による確認

行政による巡回点検

- ・食糧法の規定に基づく立入検査の権限に基づき、米穀の出荷・販売事業者が遵守事項を遵守しているか巡回点検を実施します。



食糧法遵守事項についての情報は、右記のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/zyunshu/index.html>

2 米トレーサビリティ法の概要

(取引記録の作成・保存、産地情報の伝達など)

記 録

平成22年10月1日の取引等から適用

チェック

- ✓ 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- ✓ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- ✓ 用途限定米穀の場合その用途を記録

< 罰則 >

・記録の虚偽記載
・記録の不保持
等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。

注: 50万円以下の罰金

問題発生時の流通ルート特定に活用

米・種もみ を
出荷・販売、 入荷・購入、
事業所間の移動、 廃棄
した場合には、その記録を作成し、
3年間保存する必要があります。

下記に掲げる記録事項が記載されている伝票類(内容を転記した帳簿でも、パソコンでも可)を3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

一般消費者へ直接販売する場合、自家用に生産し消費する場合、親戚等に無償で譲渡する場合(縁故米)等については、記録の作成は不要です。

米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地、¹ 数量、年月日、取引先名、米穀の用途 ² 等

1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。産地の範囲は「国産」「国内産」の他、都道府県名等のいずれでも構いません(平成23年7月1日以前に出荷する米穀については不要)。

2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出入などと表示

事業者間 における産地情報の伝達

生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米(注1)を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等(注2)又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

- (注1) 取引等の記録の対象品目と同様に、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。(ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除きます。)
- (注2) 伝票等: 伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合には、

玄米・精米を販売する場合については、農産物検査法に定める農産物検査を受けていない場合には、都道府県名や市町村名等を産地として表示することはできません。

(注) JAS法の規定が適用になるため、従来と扱いに変更はありません。

炊飯した米飯類、もち、米菓等を物産展、直売所等で販売する場合は、原料に用いた玄米・精米の産地を伝える必要があります。

(注) 小売店等での販売と異なり、外食店等で食事・料理として提供する場合には、米飯類だけ産地情報伝達が必要です。

小売外食まで適切に産地情報を伝達

伝 達

平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用

チェック

- ✓ 受領した伝票、発行した請求書等への産地の記載
- ✓ 容器・包装への産地の記載

< 罰則 >

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則注が適用になります。

・一般消費者に対し虚偽伝達等の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用になります。

注: 50万円以下の罰金